

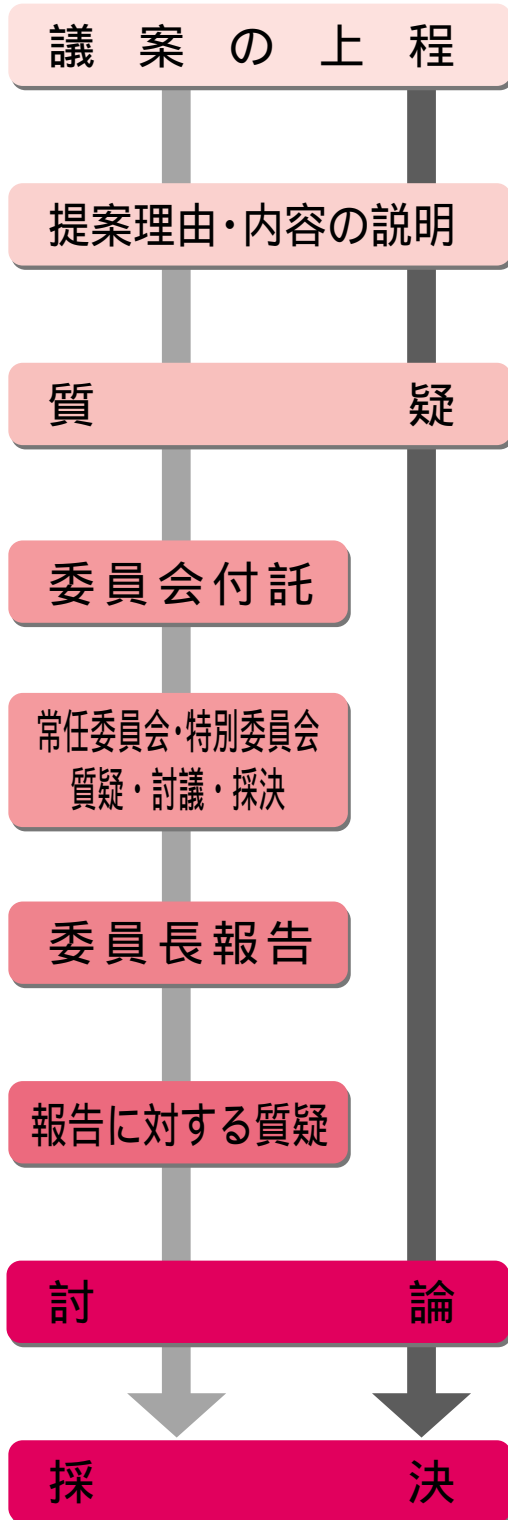


議案審議の流れ

おしえて

議案提出者

議 町  
員 長



委員長報告に対し、質疑と討論を行う。「討論」とは、議題となつている案件に対して賛成か反対かの自己の意見を述べることをいう。討論を行うことによつて、他の議員から同調を得ることが可能になり、案件の可否に大きな影響を与えることができるんじや。

人事案件を除く議案等は原則として所轄の常任委員会に付託される。「委員会付託」とは、詳しい審査や調査を委員会に委ねることをいう。この委員会付託することによつて、議案を慎重に審査することができる仕組なんじや。

そしていよいよ採決。出席議員の過半数の賛成で無事に可決となる。また、賛成者は起立することになっているんじや。

へえ、議案ってこんな感じで審議されているんだね。



議案等を議会に提出することを「上程」と言う。定例会の初日や臨時会に提出される。場合によっては、会期中に追加議案として提出されることもある。提出された議案は、提出者から「提案理由の説明」が行われる。提出の議案は町長が、議員提出の議案は議員が概要を説明する。  
町長提出の議案は、その後に担当者から「内容の説明」(詳細な説明)が行われるんじや。

POINT

